（他の命令の適用）

第四十一条　［略］

２　令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
［略］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律若しくは銀行法又はこれら
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金者等に対する情報の提供） **第六十条**　［略］ ［２～４　略］ ５　農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 （特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第八十五条の二十二**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］	（預金者等に対する情報の提供） **第六十条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 （特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第八十五条の二十二**　［同上］ ［一～三　同上］

（他の命令の適用）

第四十一条　［同上］

２　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供に関する法律	、金融サービスの提供に関する法律
［同上］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供に関する法律若しくは銀行法又はこれら
［同上］		